

令和5年1月15日 幹事会審査

（趣旨）

第1条 本規程は、公益社団法人土木学会海洋開発委員会が、海洋の開発保全についての調査・研究の発展のために会員等に対して行う「海洋開発論文賞」の表彰に関して定めるものである。

（賞の種類）

第2条 海洋開発論文賞として「海洋開発優秀論文賞」および「海洋開発論文奨励賞」の二つの賞を設け、毎年選定し委員長が表彰する。

（海洋開発優秀論文賞）

第3条 海洋開発優秀論文賞は、海洋の開発保全の進歩向上に寄与する優秀な論文・報告であって、原則として当該年度に『土木学会論文集「特集号（海洋開発）」』に掲載が確定した論文・報告より選定し、その著者を表彰するものとする。

2. 表彰数は毎年3件以内とする。

（海洋開発論文奨励賞）

第4条 海洋開発論文奨励賞は、海洋の開発保全の進歩向上に貢献すると期待される優れた若手研究者であって、当該年度に『土木学会論文集「特集号（海洋開発）」』に掲載が確定した論文の第一著者から選定し、その者を表彰する。

2. 表彰の対象となる者は、受賞年度の4月1日において満40歳以下であり、同賞の受賞歴の無い者とする。

3. 表彰される者を選定する件数は、毎年3件以内とする。

（応募）

第5条 海洋開発優秀論文賞ならびに海洋開発論文奨励賞への応募は、『土木学会論文集「特集号（海洋開発）」』への掲載が決定した時点で自動的に行なわれる。

（選定と公表）

第6条 海洋開発論文賞の受賞論文および受賞者は、委員長が指名する委員で構成される海洋開発論文賞委員会（非公開）で選考し、幹事会で最終決定する。

2. 委員長は、決定後すみやかに受賞者に通知するとともに、海洋開発委員会ホームページで周知する。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、当該年度の海洋開発シンポジウムにおいて行うものとする。

2. 受賞者が表彰式に出席する際の旅費は、自己負担とする。

(雑則)

第8条 本規程は、幹事会の承認を経て変更することができる。

附則

この規程は2024年1月15日より実施する。